

補助金交付の見直し ガイドライン

塩竈市財政課行政改革係

1. 補助金見直しの必要性

- 市から交付している補助金は、市民の皆さまから預かった税金を財源としています。
- 補助金の必要性や公平性について、より理解と納得が得られる形で運用することが大切です。
- 本ガイドラインは補助金のあり方について、交付を受ける団体の皆さまに市の考え方をご理解いただけますよう分かりやすく作成したものです。
- 見直しに先立ちまして、団体の皆さまとの意見交換の中で個々の事情や課題を伺い、必要な対応をご協議いたします。

2. 社会の変化と行政ニーズの多様性

- 時代の移り変わりとともに、社会のあり方や人々の暮らしも大きく変化しています。それに伴い、私たちの身のまわりの環境も日々変化しており、新しい時代にふさわしいサービスへのニーズも高まっています。
- 限られた財源の中ではありますが、必要とされるサービスを継続的に提供していくために、市では様々な見直しや工夫を重ねながら取り組んでいます。



働き方改革



多文化共生



高齢者の労働参加



DX化社会

3.補助金のあり方①

【運営費補助と事業費補助】

補助金には、運営費補助と事業費補助の2種類があります。



項目	運営費補助	事業費補助
主な補助の目的	団体の設立や継続的な運営を支援	特定の事業や活動の実施を支援
対象となる経費	団体の運営費（人件費、事務費など）	事業に直接関わる経費（教材費、講師謝金など）
公益性の判断や範囲	団体自体の公益性が重視される	実施する事業の公益性が重視される

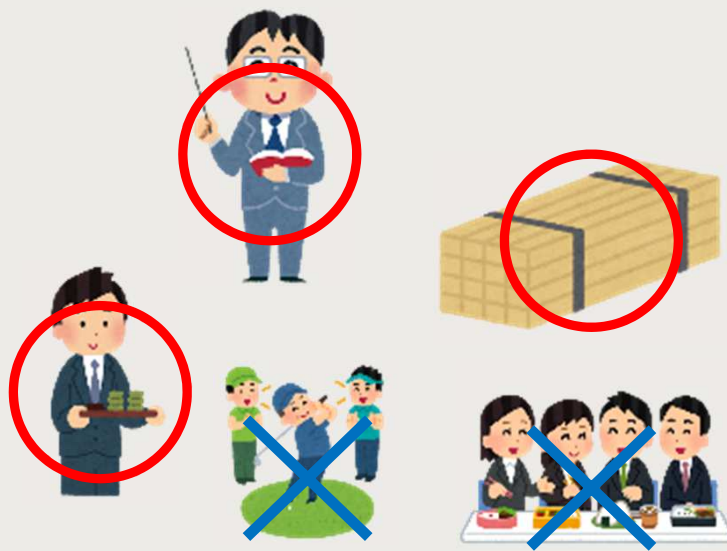
補助金の明確化のため**運営費補助**から**事業費補助**へ移行が望ましいと考えています。

➡ 移行を基本としつつ、事情に応じて柔軟に見直しを行います。

3.補助金のあり方②

【対象経費の明確化】

補助対象経費の例



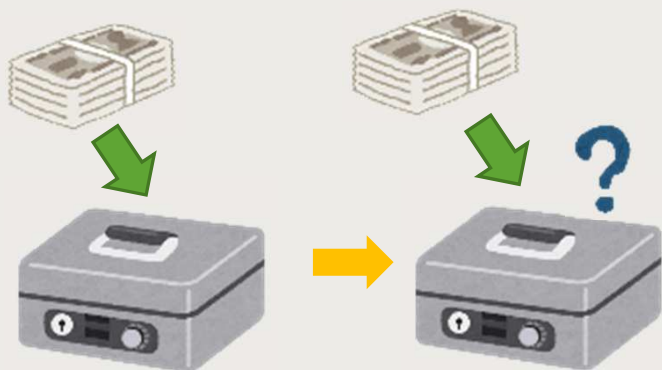
- 原材料費：活動に必要な材料費
- 報償費：研修等の講師への謝金等
- × 交際費：接待などに係る費用
- × 食糧費：飲食に係る経費 ※会議でのお茶代は○
- × 慶弔費：冠婚葬祭などに係る費用

補助の対象経費を明らかにすることで、公正性を高めていきます。

3.補助金のあり方③

【使途の明確化と適正化】

好ましくない使途の例



繰越金が多く、活動目的や達成度が不明確



私的な活動内容



補助金の一部が別の補助金に
(再補助)



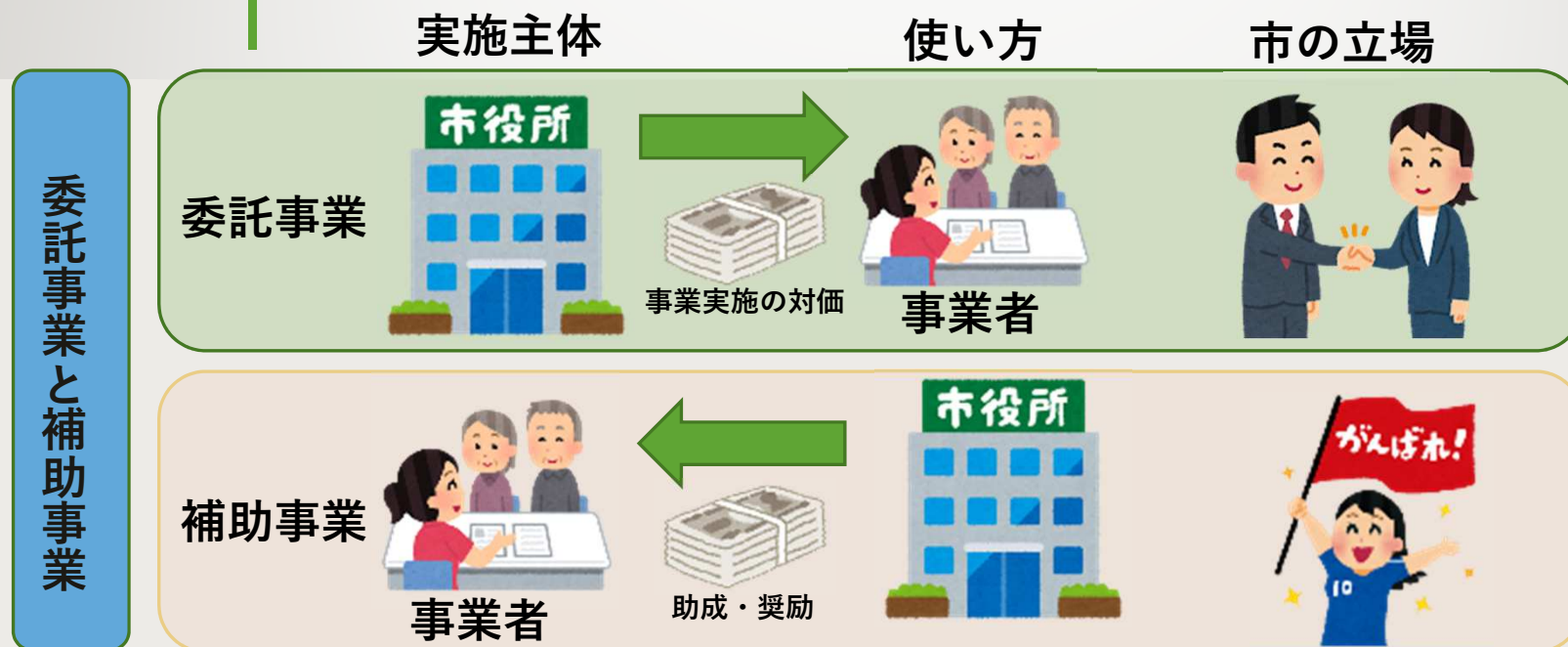
活動の目的と異なったり、社会通念上好ましくない使途



個々の特別な事情を確認しながら、必要な見直しに向けた支援を行います。

3.補助金のあり方④

【補助率の原則 1/2以内】



【補助率の考え方】

- ・ 会費等の自己資金を準備いただくことで、自らの事業として団体活動や自主性を尊重し、各団体事業を支援したいと考えています。
- ・ 各団体間の公平性や税負担の公平性を考え、統一的に原則1/2の補助としています。

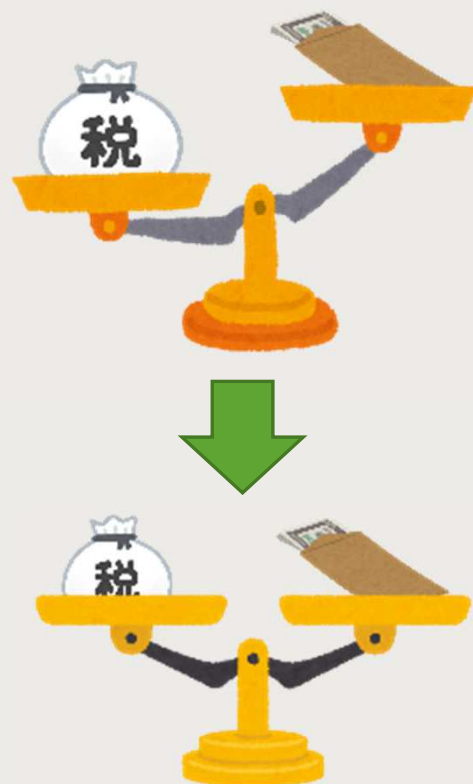


原則は 1/2 以内ですが、団体の実情を勘案し個別に判断していきます。

3.補助金のあり方⑤

【団体の状況に見合った段階的補助率の設定】

- ・ 高率の補助金の率を段階的に調整します。
- ・ 意見交換などを経てご理解をいただき、運営可能な状況を確認しながら、概ね3か年で補助率を調整します。
- ・ 意見交換のほかに総会や役員会を通して、経費の使い方の見直しや会費の見直しなどについて助言を行うなどの支援を行います。



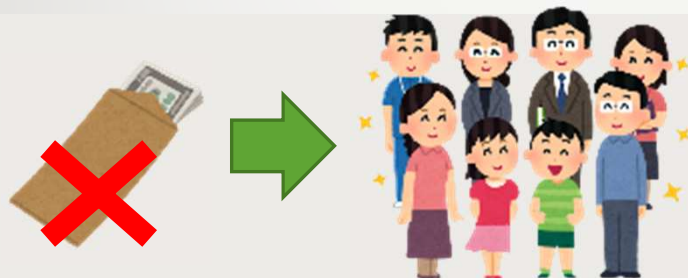
段階的な削減のイメージ

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
補助金A	10/10	→			1/2
	8/8	7/8	6/8	5/8	4/8

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
補助金B	10/10	【見直し整理期間】		10/10継続	1/2

3.補助金のあり方⑥

【例外的に扱うべき補助金の例】



自主財源がなく、本市に必要不可欠なもの
○献血推進、明るい選挙推進活動など



市と密に業務連携を行うべき事業
○民生委員児童委員など



法令や国の基準で設置義務や負担割合が設定されているもの
○シルバー人材センターなど



他市との均衡の確保を要するもの
○学校保健会補助金など

※参考例であり、必ずしも補助金見直しの例外を決定づけるものではありません。

3.補助金のあり方⑦

【少額補助金の見直し】



事業費



補助金



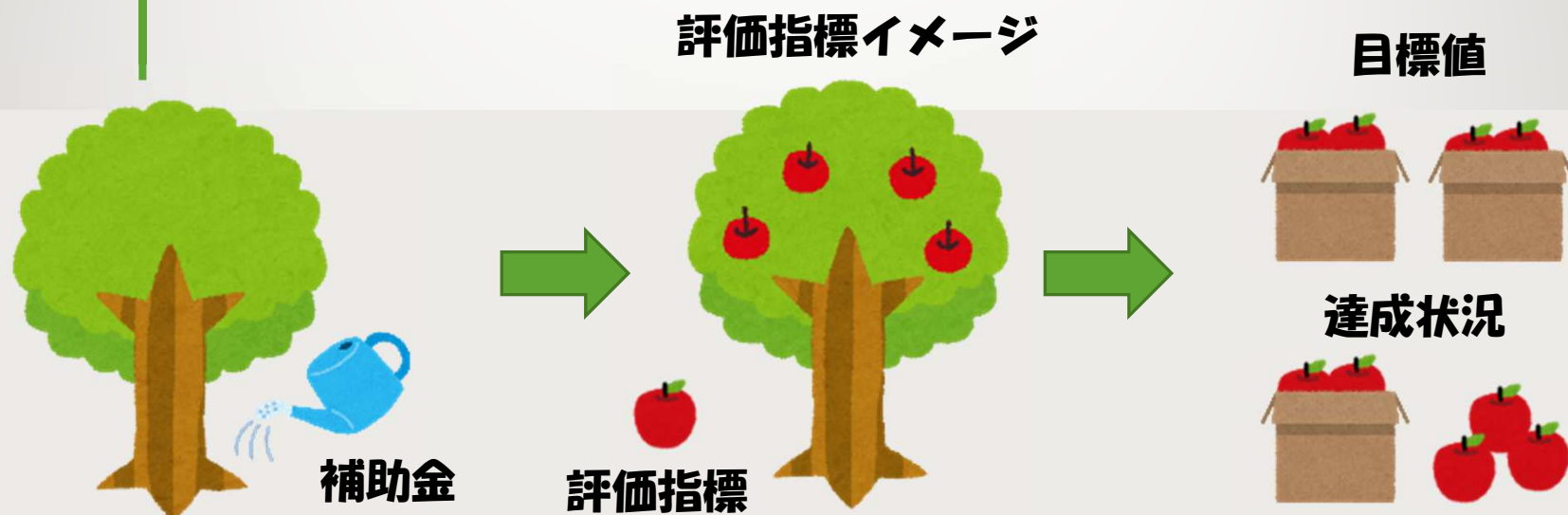
補助金はどこに使われて
効果があった？

- 補助金額が10万円未満、または予算に対する補助率が10%以下の場合、自主財源で運営可能なケースもあります。
- 市では、団体の活動状況を確認したうえで補助金の効果を検証し、補助金の必要性を整理してまいります。



活動実績や効果、必要性を踏まえつつ、柔軟に見直しを行います。

4.補助金と団体活動の見える化



評価指標の例：イベントの参加者数、チラシ配布数、SNSやWEBサイトの
閲覧数、特別な活動の前後の件数比較等

少額補助金の見直しに関する評価指標は、達成度が客観的かつ定量的に把握
できることが望ましく、現状で測定が難しい場合は、アンケートやヒアリン
グを活用して効果検証を行うことが有効です。

5.団体の皆さまへの支援等

団 体



【補助金の活動状況の説明】

- ・ 今後の展開や活動の見通しを伺います。
- ・ 改善等の要望などを聴き取りします。

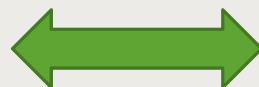
協働・協調



意見交換・協議



見直し協議



担当課



財政課



【補助金の重要性や必要性の整理】

- ・ 補助金の重要性や効果を整理します。
- ・ 団体との調整を担います。
- ・ 公益性・必要性・有効性を整理します。
- ・ 評価指標の設定などを整理します。

【補助金の効果の確認】

- ・ 見直しのための助言や協議を行います。
- ・ 補助年限や見直し時期の協議を行います。
- ・ 補助金制度の見直しや改善の協議を行います。

6. 今後の取り組み

今後の地域活動をより充実させるために、団体の皆さまと意見交換をいただく機会を設け、補助金制度の見直しについて丁寧な説明とヒアリングを実施いたします。制度の改善や活動の発展に向けて、皆さまのご意見をお伺いして、より分かりやすい補助制度にしていきます。



取り組み内容	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当課協議	→								
団体意見交換			→						
次年度予算編成					→				
予算の審議								→	